

太枠内の一覧チェック、記入をお願いします。

	床面積	県証紙の額
県チェック欄		
☐	(㎡)	円

＜申請書類(申請時に必ず必要なもの)＞ (高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第3条関係)

☐	☐	認定申請書(規則第一号様式) ※正副2部
☐	☐	評価機関の押印がないこと
		(第一面)
☐	☐	申請先、申請地 ※高知市以外 ※幡多管内は幡多土木事務所へ申請
☐	☐	申請種別 (1項:建築主、2項:分譲事業者+譲受人、3項:分譲事業者)
☐	☐	手数料 床面積≤100㎡・・・10,000円 ☐ 床面積>100㎡・・・12,000円 ☐
		(第二面)
☐	☐	5. 床面積の合計 ※基準法の延べ面積
☐	☐	6. 住宅種別 (純粋な住宅以外は「共同住宅等」に分類される)
☐	☐	6. 各階の床面積 ※人の居住の用に供する部分
		住宅の部分の面積が75㎡以上。かつ、1の階の床面積が40㎡以上(各階とも階段面積除く)。
		※住宅の部分の面積・・・車庫、店舗、外部からのみ利用できる倉庫等は除く。
☐	☐	9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要の書き方
		※「別添確認書による」等、添付書類に合わせて記載する。設計内容説明書は添付不要。
		(第四面) ※1.2項と3項で様式異なる
☐	☐	3. ②資金計画 維持保全を確実に遂行するために適切なものであること
☐	☐	4. 工事着工予定日(地盤改良工事も含む)は申請日以降である
☐	☐	委任状
☐	☐	申請者の押印または直筆署名
☐	☐	代理人氏名等 ※建築士事務所に所属する建築士、行政書士
☐	☐	設計住宅性能評価書 又は 登録住宅性能評価機関が交付する確認書 ※写しの添付も可
☐	☐	居住環境基準等について(参考様式)
☐	☐	地区計画等の区域内である場合・・・届出書/許可の証明書等の写しを添付
☐	☐	都市計画施設等の区域・地区内である場合・・・施設等の範囲を示す図書や許可書の写し等を添付
		※2-②:敷地が都市計画道路内であっても、建物に計画道路がかかっていなければ認定可。
		※2-③:土地区画整理法施行区域内は土地区画整理法76条許可書を添付。事業未完の場合は認定不可。
☐	☐	災害配慮基準確認報告書(参考様式)
☐	☐	地すべり防止区域外 (地すべり等防止法第3条第1項)
☐	☐	急傾斜地崩壊危険区域外 (がけ崩れ防止法第3条第1項)
☐	☐	土砂災害特別警戒区域外 (土砂法第9条第1項)
☐	☐	確認済証の写し又は工事届を提出していることがわかるもの ※後日提出でも可
☐	☐	更地で行った地盤調査の報告書
		※既存建物解体前に行った地盤調査報告書でも受付できるが、後日、更地での地盤調査報告書の添付が必要。
☐	☐	自沈層あり・・・不同沈下の検討書類を添付
☐	☐	地盤改良あり・・・改良の検討書類、地盤改良計画を記した基礎伏図を添付
☐	☐	砂質土がある場合(地表面化5mまでの範囲)
		・・・液状化の検討書類を添付 ※地下水位がなければ不要

＜添付図書(計画に応じて省略可)＞ *評価機関が押印済み (長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条関係)

☐	☐	付近見取り図	☐	維持保全計画書 ※規則第5条
☐	☐	配置図	☐	点検時期 完成から10年以内であること
☐	☐	各階平面図	☐	計画の改良、臨時点検、計画の見直し、計画の変更
☐	☐	用途別床面積表(床面積求積図)	☐	建築後の維持保全期間が30年以上であること
☐	☐	2面以上の立面図	☐	各階平面図
☐	☐	断面図又は矩計図	☐	住宅の部分の面積が75㎡以上。
				かつ、1の階の床面積が40㎡以上(階段面積除く)。
				※申請書第2面6.各階の床面積と同じ。
☐		☐ 「明示すべき事項」が明示されていること		
		※各図書の「明示すべき事項」を他の図書に明示する場合は、一部図書を省略できる場合あり。(第2項、第3項)		